

所管部課		まちづくり部 都市基盤課		部長		金子 秀之	
件 名		東大和市遊び場条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 市において、土地所有者から用地を借用して設置している「下立野林間こども広場」について、土地所有者から、令和6年12月31日をもって土地の返却の申し出があったことから、当該こども広場を廃止する必要性が生じたため、東大和市遊び場条例の一部を改正するものである。 (1) 改正内容 東大和市遊び場条例別表中の名称「下立野林間こども広場」及び位置「東大和市芋窪5丁目1142番地の1」を削除する。 (2) 施行日 令和7年1月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和6年 9月10日 土地所有者から土地の返却の申し出 令和6年 9月30日 議員情報提供（下立野林間こども広場の土地の賃貸借について） 令和6年10月16日 土地所有者への承諾決裁 総務課において審査済み							
3. 留意事項（問題点等） 廃止について利用者へ丁寧な説明が必要である。 原状復旧方法等について協議中である。							
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和6年第4回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。